

## 三重県歯科医師(保健所長資格を有する者)募集要領

三重県医療保健部

### ◆ 受付期間 令和7年2月14日(金)から令和7年3月7日(金)まで

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

※午前8時30分から午後5時まで

#### 1. 採用予定人員等

(1)採用予定人員 若干名

(2)採用予定日

令和7年4月1日以降

(3)業務内容

主に三重県内の保健所において、所長として従事。

(4)勤務先

保健所(桑名、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野)

#### 2. 応募資格

(1)次のいずれの要件も満たす者

①歯科医師の免許を有する者

(平成18年4月1日以降に歯科医師免許を取得した者にあつては、臨床研修を修了した者)

②地域保健法施行令第4条第1項に定める保健所長資格を有する者

(2)次のいずれかに該当する者は、応募できません。

①日本の国籍を有しない者

②地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に定める欠格条項に該当する者

#### 3. 応募手続き

(1)提出書類

①履歴書(別紙様式1) 必要事項をすべて記入し、最近6ヵ月以内に撮影した写真を貼付すること。

②宣誓事項確認書(別紙様式2)

③歯科医師免許証(写)

④地域保健法施行令第4条第1項に定める保健所長資格を有することが確認できる書類

(2)提出先及び連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地(三重県庁4階)

三重県医療保健部 医療保健総務課 総務班

担当:伊藤、白井

TEL 059-224-2323

FAX 059-224-2275

(3)応募方法

提出書類については、上記提出先に直接持参いただくか、または郵送してください。

4. 選考の実施

書類審査および面接(日程は別途調整)により選考し、採用候補者を決定します。

5. 給与

「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」及び「職員の給与に関する条例」の規定に基づき支給されます。

6. 勤務時間、休暇

(1)勤務時間

1週につき38時間45分、1日7時間45分(土曜日、日曜日は休み)

(2)有給休暇

年次休暇 4月採用の場合は年間15日、翌年以降は年間20日

特別休暇 結婚、忌引等